

京都市告示第 411 号

京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書きの規定に基づき開館時間及び受付時間を下記のとおり臨時に変更する。

平成 19 年 3 月 23 日

京都市長 榎本 頼兼

期間	区分		開館時間	受付時間
平成 19 年 3 月 26 日(月)から 3 月 30 日(金)まで	コミュニティ ルーム以外の 施設	変更後	午前 8 時 15 分 から午後 10 時 まで	午前 8 時 15 分 から午後 9 時まで
		現 行	午前 9 時 30 分 から午後 10 時 まで	午前 9 時 30 分 から午後 9 時まで
	コミュニティ ル ー ム	変更なし		
平成 19 年 4 月 2 日(月)から 4 月 6 日(金)まで	コミュニティ ルーム以外の 施設	変更後	午前 9 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 9 時まで
		現 行	午前 9 時 30 分 から午後 10 時 まで	午前 9 時 30 分 から午後 9 時まで
	コミュニティ ル ー ム	変更なし		

(建設局都市整備部拠点整備課)